2016/7/26 広島大学教育学部とソウル大学校師範大学との学術・教育交流に関する協定書の調印式について
http://home.hiroshimau.ac.jp/kohog/press/h17/050517a1.html 1/2
報道機関　各位
平成１７年５月１７日
国立大学法人 広島大学
情報化推進部広報課長
広島大学教育学部とソウル大学校師範大学との
学術・教育交流に関する協定書の調印式につ
いて
広島大学教育学部と大韓民国ソウル大学校師範大学は、両大学の学
術・教育分野 における協力を通じ、両国及び両大学間の相互理解を深
め、かつ学術の進歩・発 展に貢献するため、別紙のとおり、交流協定を
締結する運びとなりました。
つきましては、下記のとおり、協定書の調印式を開催いたします。
ご多用中まことに恐縮ではございますが、是非ご出席賜わりたく、ご案
内申し上 げます。
記
日時平成１６年５月２０日（金）１０時３０分～
場所広島大学 教育学部 第二会議室（教育学部管理棟２Ｆ）
東広島市鏡山１－１－１
出席者：広島大学
中原忠男教育学部長、大学院教育学研究科長
坂越正樹大学院教育学研究科副研究科長
ソウル大学校
Chung-il YUN ユン学部長
Hohwan YANG ヤン副学部長（学術部門担当）
Jinwoong Song ソン副学部長（企画・開発部門担当）
【お問い合わせ先】
コーディネーター：
広島大学大学院教育学研究科 教授　渡
部
TEL 082-424-6840

2016/7/26 広島大学教育学部とソウル大学校師範大学との学術・教育交流に関する協定書の調印式について

http://hom e.hi r oshi m a- u.ac.j p/kohog/pr ess/h17/050517a- 1.htm l 2/2

事務担当者：

教育学研究科部局長支援グループ主査

岡本

TEL 082-424-6705

［発信枚数；Ａ４版 ３枚（本票含む）］

○協定書

○協定書附属書

2016/7/26 広島大学教育学部とソウル大学校師範大学との学術・教育交流に関する協定書の調印式について
http://home.hiroshimau.ac.jp/kohog/press/h17/050517a2.html 1/1
日本国広島大学教育学部と大韓民国ソウル大学校師範大学
との間の学術・教育交流に関する協定書
日本国広島大学教育学部と大韓民国ソウル大学校師範大学は，両大学の学術・
教 育分野における協力を通じ，両国及び両大学間の相互理解を深め，かつ学術の
進 歩・発展に貢献するため，ここに学術・教育に関する交流協定を締結する。
（交流事業の内容）
第1条　両大学は，次の交流事業を行うことに合意する。
(1) 教職員の交流
(2) 学部学生及び大学院生の交流
(3) 共同研究の実施
(4) 学術刊行物その他の学術情報交換
(5) その他，両大学が適当と認めた学術・教育交流
（交流事業の実施）
　第2条前条に定めた事業の実施に当たっては，両大学間で協議し，実施するもの
とする。
（有効期間）
　第3条本協定書は，両大学間の代表者の署名によって有効となる。また，本協定
書は3年間その効力をもつ。両大学に異義がなければ自動的に協定は継
続される。
（改廃）
　第4条本協定書の変更あるいは付加事項が生じた場合は，常に両大学の合意が
必要である。合意事項の必要な変更については，常に相手に知らせる義
務をもつ。協定を破棄する場合，両者が本協定書の合意を終了することに
合意し，一方に書面で通知し，6ヶ月以上経過した後，本協定の破棄を行う
ものとする。
（使用言語及び解釈）
第5条　協定書の書式及び内容の解釈については次のとおり取り扱うこととする。
(1) 本協定書は，日本語，韓国語及び英語で作成し，いずれも同等の効力を
有するものとする。
(2) 本協定書の解釈について疑義が生じた場合は，両大学が協議し，解決に
努めるものとする。

2016/7/26 広島大学教育学部とソウル大学校師範大学との学術・教育交流に関する協定書の調印式について
http://home.hiroshimau.ac.jp/kohog/press/h17/050517a3.html 1/1
日本国広島大学教育学部と大韓民国ソウル大学校師範大学
との間の学術・教育交流に関する協定書附